

11月8日決算委員会から

警察官の途中退職と欠員の原因について《警察本部関係》

【高木ひろし委員】

決算に関する報告書291ページの警察本部費に関連して、働き方改革について伺う。昨年度の警察官の新規採用者数、受験者数及び倍率について伺う。

【警務課長】

昨年度に採用した警察官は533人で、受験者数は3,539人、倍率は5.4倍である。

【高木ひろし委員】

本県に限らず全国的な傾向であるが、倍率が下がってきている。

昨年度の警察官全体の途中退職者数について伺う

【警務課長】

昨年度の途中退職者は、107人である。

【高木ひろし委員】

途中退職者の勤続年数別内訳と退職理由について伺う

【警務課長】

退職者107人のうち、警察学校の初任科期間中に38人、警察学校の初任科卒業から採用時教養終了までに7人、採用時教養終了後から勤続5年までに30人が退職し、ここまでで約70パーセントである。その後、5年単位で区切ると、それぞれ1人から7人が退職している。

主な退職理由は、警察官としての勤務や規律の保持などが自らのライフスタイルに合わなかった、警察学校における学業や訓練についていけず自信を喪失した、他の職に転職したい等がある。

【高木ひろし委員】

警察官は夜勤や早朝勤務があり、特殊な勤務形態である。働き方を改善することで職員の定着率を上げることができると思うが、職員の定着率を上げるためにどのように取り組んでいるか伺う。

【警務課長】

県警察では、警察の組織力を質的に強化するため、職員一人一人の仕事と生活の調和を実現し、男女を問わず全ての職員が活躍できるよう、平成28年に、愛知県警察におけるワークライフバランス等推進取組計画を策定した。三つの大きな柱を策定しており、一つが男女双方の働き方改革、一つが子育てや介護等と両立して活躍できるための改革、もう一つが女性職員の活躍推進のための改革である。その中で、男女双方の働き方改革として、価値観及び意識の改革、職場における働き方改革、超過勤務の縮減及び休暇取得促進並びに勤務時間の柔軟化に取り組んでいる。また、魅力ある組織作りを行うことで職員の離職防止を図っている。

【高木ひろし委員】

中村署等をモデル署として働き方改革に取り組んでいるとの新聞記事があった。こうしたことも来年の新規採用に向けてPRして、より良い人材が県警察に長く定着して勤務できるような体制を作ってほしい。

ひとり親家庭への支援は不十分《健康福祉部関係》

【高木ひろし委員】

決算に関する報告書97ページの子どもの貧困調査費にあるとおり、昨年度は愛知子ども調査及びひとり親家庭等実態調査の結果等を基に子どもの貧困対策検討会議が開催されたが、その

中でも、ひとり親家庭の子供の貧困問題は深刻な状況であり、早急な対策が必要である。

そこで、決算に関する報告書114ページの遺児手当支給費について伺う。遺児手当は愛知県独自の経済的支援として長く続けられてきた。経済的に困窮するひとり親家庭はどれだけあるのか、その手がかりになるのがこの遺児手当の受給と考えるが、延べ人数しか記載がない。何人の児童が対象となり、その親は何人が受給しているのか。

【児童家庭課主幹（児童家庭）】

本年3月末時点で支給対象児童数は3万7,300人で、手当の受給者数は2万4,450人である。

【高木ひろし委員】

遺児手当は5年で打ち切りである。遺児手当を5年間受給してもまだ経済的に困窮している世帯もある。5年たっても準生活保護世帯になるような家庭、経済的に困窮しているひとり親家庭の子供がどれくらいいるのか県は把握しているか。

【児童家庭課主幹（児童家庭）】

現状として把握している数字はない。

【高木ひろし委員】

遺児手当は、国の児童扶養手当に上乘せする形で支給している。支給額は4年目に減額され、5年経過で打ち切りとなる。これは5年間の間に貧困から自立することを目指している制度と考えてよいか。

【児童家庭課主幹（児童家庭）】

遺児手当は、離婚直後などの経済的激変期に、その緩和を図るために支給する制度である。

【高木ひろし委員】

5年間で自立が可能となるように、遺児手当のほかに、どのような取組をしているか。

【児童家庭課主幹（児童家庭）】

ひとり親家庭の現状も踏まえながら、本年2月に作成した子どもが輝く未来へのロードマップに基づき、ひとり親家庭への支援に取り組んでいる。

具体的には、自立に向けた経済的な生活基盤の構築のため、母子家庭等就業支援センター事業を実施し、就業情報の提供、就業支援講習会を開催するほかに、子どもの生活・学習支援事業、ひとり親家庭情報交換事業等に取り組んでいる。

さらに、経済的支援として児童扶養手当、県遺児手当の支給、ひとり親家庭の児童の大学進学資金の貸付けなどを実施している。

今後とも、ひとり親家庭の自立を促進するため、様々な支援策をしっかりと実施していく。

【高木ひろし委員】

本県で初めて実施した愛知子ども調査により、子供の貧困率は本県では全国よりも低いですが、ひとり親家庭の貧困は課題であるということが浮き彫りになった。

いろいろな自立支援策に取り組んでいるようだが、本県独自の制度として数十年の歴史がある遺児手当にも取り組んでほしい。

遺児手当の金額は長い間変わっていない。まら、遺児という言葉は、親が亡くなって残された子供という意味で、離婚したひとり親家庭等も対象とする今の制度の趣旨からずれていると思う。

今後、遺児手当の金額や制度の充実に向けた見直しが必要だと思うが、県の考えを伺う。

【児童家庭課主幹（児童家庭）】

本年度の遺児手当の予算額は約18億円である。限られた予算の中で対象家庭を支えるため、当面は現行制度を維持していきたい。

保育所、学童保育所の整備について（子育て支援課）

【高木ひろし委員】

決算に関する付属書184ページから187ページの児童福祉施設費に含まれる病児保育施設整備費補助金について伺う。

病児保育施設整備費補助金の不用額が発生した理由について、予定していた2か所の整備のうち、1か所が事業者の都合で整備できなかったと聞いているが、その経過を伺う。

【子育て支援課主幹（子育て支援）】

昨年度当初予算では、病児保育施設2か所の整備に要する経費として804万円を計上していたが、決算では、1か所の整備に対して238万8,000円を支出するにとどまり、当初予算比で不用額565万2,000円が発生した。

これは、当初、名古屋市内に2か所の病児保育施設を整備する計画であったが、うち1か所について、年度途中で事業者である医療法人の都合により、整備計画が中止されたことによるものである。

経緯は、名古屋市千種区内の高齢者専用住宅の空きスペースを活用して、病児保育施設を整備する計画があったが、施設の賃借料等で折り合いが付かず、昨年12月に、名古屋市から県へ事業辞退の申入れが行われた。

このため、当該施設整備に係る事業費561万円を、本年2月補正予算で減額補正した。

【高木ひろし委員】

決算に関する報告書129ページの放課後児童クラブ整備費補助金の予算及び決算の状況について伺う。

【子育て支援課主幹（子育て支援）】

当初予算では14市町、35か所の整備に対し7,182万6,000円を計上していたが、実績では11市町、28か所分の整備にとどまり、計画よりも7か所少なくなった。この結果、決算額は5,586万3,000円、当初予算比での執行率は77.8パーセント、不用額は1,596万3,000円となった。

【高木ひろし委員】

決算に関する報告書128ページの地域型保育給付費負担金のうち、事業所内保育事業について執行率など決算の状況を伺う。

【子育て支援課主幹（子育て支援）】

事業所内保育事業を実施している市町村は名古屋市、豊田市、一宮市、常滑市、長久手市、東浦町、幸田町の7市町であり、施設数は10施設が対象である。利用児童数は、年間延べ人数で3,078人である。

また、昨年度新規設置の施設数は、10施設のうち3施設であり、当初予算額9,872万円に対する決算額は8,342万279円で、執行率は84.5パーセントである。

【高木ひろし委員】

延べ児童数3,078人とのことだが、利用している実人数は何人か。

【子育て支援課主幹（子育て支援）】

この事業は給付費で、毎月預かっている子供の数に応じて支給されており、12か月分を足したものが延べ人数となる。実人数は把握できていないが、延べ人数の12分の1がおおむね実人数になると考えている。

【高木ひろし委員】

これに関連して、企業主導型保育所という国直轄の事業があるが、県内の実施状況はどうか。

【子育て支援課主幹（子育て支援）】

本年4月1日現在、政令市や中核市等を含め、全県内で81施設、定員数1,881人の開設届が提出されている。

【高木ひろし委員】

市町村と企業の間に関が積極的に関与して、保育ニーズを充足できるように調整してほしい。

介護職員の待遇改善で人材確保を（高齢福祉課）

決算に関する報告書134ページの介護保険事業費について伺う。介護職員の人材不足が深刻化しているが、この根本には、介護職員の処遇問題があると考えている。県内の介護職員の人数と平均賃金はどうか。また、処遇はどのように改善されているのか。

【高齢福祉課主幹（介護保険）】

県内の介護職員の数と平均賃金の調査資料はないが、厚生労働省が行った平成29年度介護従事者処遇状況等調査によると、昨年度に臨時的介護報酬改定があり、経験などに応じて昇給する仕組みを評価する月額平均1万円相当の介護職員処遇改善加算が追加されたことにより、昨年の常勤介護職員の平均賃金は29万3,450円となっており、平成28年の28万1,250円から1万2,200円改善されているので、県内の介護職員も同様の処遇改善がされていると考えている。

【高木ひろし委員】

県は事業所を監督する立場なのだから、県内の介護職員が何人いて、どういう待遇にあるか把握する必要があると考えるが、実態調査する予定はあるか。

【高齢福祉課主幹（介護保険）】

調査は難しいが、他の産業と比べると介護職員の平均賃金は低いと認識しており、より一層の介護職員の処遇改善が必要と考えているので、国へも要望していきたい。

【高木ひろし委員】

実現できるよう強く要望する。

障害者が暮らしやすい愛知の実現のために（障害福祉課）

決算に関する報告書136ページの障害保健福祉総務費について伺う。昨年は、平成28年に制定された手話言語の普及及び障害の特性に応じたコミュニケーション手段の利用の促進に関する条例（手話言語・障害者コミュニケーション条例）が実施された初年度であり、愛知県障害者差別解消推進条例も全面施行がされている。特に手話言語・障害者コミュニケーション条例に関しては、手話や色覚異常等、いろいろな不便を感じている人に対する施策を行ったと思うが、決算書ではそれが見てとれない。昨年度は手話言語・障害者コミュニケーション条例に基づいてどのような施策を展開したのか。

【障害福祉課主幹（地域生活支援）】

従来から県では、障害者の社会参加を促進するため、手話通訳者等の養成・派遣に努めている。平成28年10月の手話言語・障害者コミュニケーション条例の施行を受けて、昨年度はその一部を拡充して、手話通訳者を18人、要約筆記者を29人、盲ろう者向け通訳介助員を19人養成した。また、手話通訳者等の派遣は、手話通訳者を148件、要約筆記者を194件、盲ろう者向け通訳介助員を1,225件派遣した。本年度は、更に拡充して実施している。

また、手話言語・障害者コミュニケーション条例を制定して以降、その普及啓発にも努めており、昨年度は、子供向けのちらしを作成し、県内の小学生全員に配付した。その際には、学

校の先生が子供たちに障害の特性に応じた様々なコミュニケーション手段があることを説明できるように、説明用の原稿も作成し一緒に配付した。

また、昨年8月には、職員向けではあるが、本庁舎講堂で、ボッチャの体験と同時に手話講座を実施し、知事や副知事も出席した。

昨年9月には障害者アートの公募展であるあいちアール・ブリュット障害者アーツ展の中で、公共職業安定所の企業向け障害者雇用セミナーと連携開催し、発達障害や聴覚障害などの関係団体から一般県民向けに、障害の特性を知ってもらうセミナーを開催した。

本年3月には、栄オアシス21で行った産業労働部のワークフェアと連携し、盲ろう者の疑似体験や一般社団法人日本ALS協会などのブース展開を行うなどして、障害の特性を理解してもらい、それぞれの特性に応じたコミュニケーション手段の利用の促進を図る条例の普及啓発を行っている。

【高木ひろし委員】

いろいろ具体的に行っているのだから、決算書上でも主な事業の実績の中にしっかりと記載してほしい。

増える外国人の医療ニーズへの対応（医務課）

決算に関する報告書162ページの広域災害救急医療情報システム運営費について伺う。

近年特に増えている日本語が十分にできない外国人が救急的な需要が発生したときや医者にかかろうとしたときに、どこの病院に行けばよいか非常に困ることがある。

この情報システムでは、外国人の医療ニーズにどのように配慮しているのか。

【医務課主幹（医療体制）】

県では、救急時に県民が受診可能な医療機関を検索することができるウェブサイトあいち救急医療ガイドを運営している。このあいち救急医療ガイドの中で外国語対応可能な病院・診療所を案内しており、英語、中国語、ポルトガル語など、13の言語に対する医療機関の対応状況を提供している。

あいち救急医療ガイドは、日本語と英語で検索が可能となっており、昨年度は全体で1万5,266件の利用があった。このうち、英語による検索は1万2,259件で、全体の80.3パーセントであった。

【高木ひろし委員】

数字を見ても、ウェブサイトで探そうとしている人の多くは外国人である。13の言語に対して情報を提供しているのは良いサービスだと思うが、日本語と英語でしか検索できないのでは、検索できない人もいる。他の言語でも検索できるようにすべきと思うが、可能か。

【医務課主幹（医療体制）】

経費が掛かることなので、実態やニーズ等を把握し、どのような対応が可能か、利用しやすいサイトにできるよう検討したい。

【高木ひろし委員】

是非取り組んでほしい。

「魚アラ処理公社」解散の理由と課題は（生活衛生課）

決算に関する報告書154ページの魚アラ処理公社費について伺う。

公益財団法人魚アラ処理公社（魚アラ公社）は30年近くにわたり県内の魚アラを処理してきたが、事業を廃止するという方針が昨年度突然出され、本年3月で廃止となった。その経緯と理由について伺う。

【生活衛生課主幹（食品安全・動物愛護）】

公社は平成5年に設立され、県内の魚アラの適正処理を行ってきたが、近年、魚粉価格の上昇などから、民間の魚アラ処理業者が魚アラを積極的に収集するようになったため、公社への魚アラ搬入量は設立時の約20パーセントにまで減少し、公社の存在意義は極めて小さくなった。

これにより、昨年2月に開催された平成28年度第2回通常理事会で、平成28年度に約3,000万円の赤字が発生し、それが今後も続くことが見込まれること、老朽化した設備の更新に約10億円の追加投資が必要となることなどが報告された。

これらを受けて、理事から公社の解散について検討が必要であるとの意見が出されたことから、県と公社で調査を行ったところ、解散に向けた課題の解決が可能であることが確認され、昨年5月に開催された平成29年度第1回通常理事会で、公社はその役割を終えたと判断し、解散の方針が決議された。

その後、本年1月をもって工場の操業を終了し、本年1月、2月の理事会、評議員会で解散が正式に決議され、本年3月31日に解散した。

【高木ひろし委員】

県が出資した公社をやめるのは、重大な問題である。通常県の出資法人の方針は、経営内容を専門機関が調査し精査した上で、報告書をもらって検討するものであるが、魚アラ公社はなぜか突然廃止になった。

魚アラ公社は、魚アラを処理した際の副産物である魚粉等を販売していた。魚粉は今値段が上がっている。値段が上がっているのに、民間企業に魚アラを持っていかれるとのことだが、製造しているものの需要や値段が上がっているのに事業が継続できないというのは、経営が下手だったということである。

公社廃止後の現状について、公社職員の再就職や公社で処理していた魚アラの処理、土地等の売却はどのようになっているか伺う。

【生活衛生課主幹（食品安全・動物愛護）】

公社職員は、工場で働いていた技術系職員5人は、本年3月末で全員が退職し、民間企業に再就職している。また、事務職員2人は、本年度末の退職を予定しており、この2人も再就職先を確保できる見込みである。

公社が処理していた魚アラの状況は、これまで公社に搬入されていた魚アラは、操業終了後、全て県内外の民間の魚アラ処理施設等へ搬入されている。

なお、公社工場操業終了後に、公社や県に魚アラの収集、処理に関する魚アラ排出業者等からの相談は入っていない。

公社の跡地等は、公社跡地と隣接する県有地の弥富環境保全緑地を一体の土地として、一般競争入札により売却する。本年11月6日に入札公告を行い、来年1月16日に入札執行を行う。